

水道料金改定に関する意見交換会

日 時 平成28年12月16日（金）

午後2時00分～

場 所 上下水道局3階大会議室

意見交換会次第

1 開 会

2 上下水道事業管理者あいさつ

3 説 明

大口水道利用者の水道料金の一部改定について
特別給水契約制度の概要説明について

4 意見交換

5 閉 会

水道料金の一部改定について

1 水道料金見直しの理由

全国的に病院や大規模店舗、福祉施設等で、コストの削減や災害時の安全対策を理由として地下水利用の専用水道を設置し、水道水を地下水に切り替える動きが目立ち始め、本市でも大口水道事業者が、専用水道に切り替えている事例があります。

この地下水利用への転換については、今後も拡大傾向にあることから、その抑止に努めることを目的として特別給水契約を制定し、契約した事業者に対し、安い価格で水道水を提供できるよう料金体系を見直すこととしました。

2 現行の水道料金体系

流山市の水道料金は、口径別料金体系で、基本料金と従量料金の段階別逦増料金制としています。

(1) 基本料金

メーターの口径が大きくなるに従い金額が高くなります。

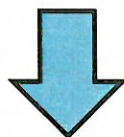
(2) 従量料金

使用水量が増えるほど単価が高くなる料金体制です(逦増型)。

一か月当たり料金単価

(現行、口径 13mm~75mm) (税抜)

口径 (mm)	基本料金 (円)	従量料金(円/m ³)					
		0~ 5 m ³	5 m ³ を 超え 10 m ³	10 m ³ を超え 20 m ³	20 m ³ を超え 50 m ³	50 m ³ を 超え 500 m ³	500 m ³ を 超えるもの
13	960	0	14	140	200	310	310
20	1,330	0	14	140	200	310	310
25	1,640	0	14	140	200	310	310
40	4,605	140	140	140	200	310	310
50	7,825	140	140	140	200	310	310
75	17,010	140	140	140	200	310	310



一か月当たり料金単価

(改正後、500m³を超える単価200円) (税抜)

口径 (mm)	基本料金 (円)	従量料金(円/m ³)					
		0~ 5 m ³	5 m ³ を 超え 10 m ³	10 m ³ を超え 20 m ³	20 m ³ を超え 50 m ³	50 m ³ を 超え 500 m ³	500 m ³ を 超えるもの
13	960	0	14	140	200	310	200
20	1,330	0	14	140	200	310	200
25	1,640	0	14	140	200	310	200
40	4,605	140	140	140	200	310	200
50	7,825	140	140	140	200	310	200
75	17,010	140	140	140	200	310	200

※1か月当たりの使用水量が500m³(年間 6,000 m³)に満たなかった場合は、500m³(年間 6,000 m³)使用したものと見なします。

3 水道料金の見直し案

特別給水契約を行った事業者に対し、1か月あたり500 m³を超える水道利用者への従量料金の逡増度の緩和（引き下げ）。

4 水道料金見直しの時期

平成29年4月1日から施行し、平成29年6月以降の検針分から適用予定。